平成29年度以降の市民税・県民税申告における個人番号の記載について

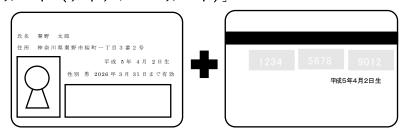
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、平成29年度以降の市民税・県民税に係る申告につきましては、個人番号 (マイナンバー)の記載が必要となります。

また提出の際は、申告書に記載された個人番号の確認及び申告者の身元を確認する ため、「個人番号カード」もしくは「個人番号の通知カード及び運転免許証」等の提示が必要となります。詳細については、次のとおりとなります。

1 市役所窓口で申告書を提出する場合

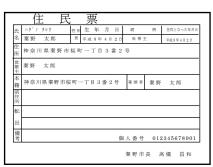
次の(1)、(2)の**いずれかの方法**により個人番号及び身元の確認を行います。

(1) 「個人番号カード (ナイナンバーカード)」



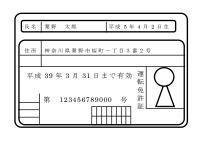
(2) 「個人番号の通知カード」または「住民票(個人番号付き)」





*なお、「個人番号(マイナンバー)の通知カード」につきましては、氏名、住所等の記載事項について変更がない場合又は記載事項の内容変更手続がとられている場合に限り有効です(変更手続がお済みの場合は、カード裏面に追記がされています)。

「運転免許証」または「パスポート」などの身元(実在)確認書類





※ 「運転免許証」または「パスポート」の提示が困難な場合は、健康保険の 「被保険者証」と「年金手帳」など、<u>2つ以上の書類</u>で確認。

2 郵送の場合

上記1の<u>写しを添付する</u>必要があります。なお、個人番号カードの場合は、<u>表</u> <u>裏の写し</u>が必要となります。

*なお、身元確認書類として「被保険者証」の写しを添付する場合は、 保険者番号および被保険者等記号・番号を黒く塗りつぶすなどしてく ださい。

3 代理人が市役所窓口で申告書を提出する場合

次の(1)、(2)、(3) の全てにより代理権、個人番号及び身元の確認を行います。

(1) 法定代理人の場合は、<u>戸籍謄本その他その資格を有する書類</u>。また任意代理人の場合は、<u>委任状</u>。困難であると認められる場合には、本人(代理、委任を依頼した人)しか持ち得ない書類(個人番号カード、運転免許証等)。

税理士の場合は税理士証票、税理士法人の場合は社員税理士または所属税理士の税理士証票。

- (2) 本人の「個人番号カード (両面)」や「個人番号の通知カード」、「住民票(個人番号付き)」の写し
- (3) 代理人の「**個人番号カード**」や「**運転免許証**」など、代理人の身元を確認する 書類。
- ※ 郵送の場合は、それぞれの写しを添付して下さい。
 - *なお、身元確認書類として「被保険者証」の写しを添付する場合は、 保険者番号および被保険者等記号・番号を黒く塗りつぶすなどしてく ださい。